

議案第69号 訴えの提起について

収入印紙

11,000 円

訴 状

平成30年 月 日

徳島簡易裁判所 御中

原告指定代理人 内藤 雅人

同 寺橋 和彦

同 藤本 裕之

同 谷本 岳彦

同 泉 由美子

同 森 博史

同 津川 慎一郎

同 中村 健人

(送達場所)

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 濱田 保徳

電話 0885-32-2123

FAX 0885-33-3253

〒773-

徳島県小松島市

被告 A

貸金返還請求事件

訴訟物の価額 金 1,047,299 円

貼用印紙額 金 11,000 円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金 1,147,592 円及びうち別表「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで100円につき1日3銭の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、訴外 B（以下「主債務者」という。）に対し、次の約定で住宅改修資金を貸し付けた（以下「本件貸付」という。）。

本件貸付（甲1号証）

- (1) 貸付金額 1,600,000 円

- (2) 貸付日 昭和 52 年 4 月 15 日 (契約日 昭和 52 年 4 月 5 日)
- (3) 利率 年 2 パーセント
- (4) 償還方法 元利均等償還により、昭和 52 年 5 月 15 日を初回とし、以後平成 4 年 4 月 15 日まで毎月末金 10,296 円ずつ、180 回に分割して償還する。ただし、初回の償還金は 10,296 円とする。
- (5) 違約金 償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ 100 円につき 1 日 3 銭の割合。
- 2 主債務者は、本件貸付について、平成 29 年 10 月 10 日までに金 705,688 円を支払い、残元金が 1,047,299 円、未払いの約定利息 100,293 円となった(甲 2 号証)。
- 3 主債務者 (住所異動について、甲 3 号証) は、平成 29 年 10 月 27 日に死亡し、平成 30 年 4 月 3 日に養女である訴外 C の相続放棄申述が受理された (甲 4 号証 徳島家庭裁判所 平成 30 年 (家) 第 3238 号) ため、法定相続により前項記載の債務全額について、長男である被告が相続した (甲 5 号証) 。
- 4 被告は、前項記載の残元金及び未払い利息に係る相続債務について、現在に至るまで支払いをしていない。
- 5 よって、原告は、被告に対し、本件貸付契約に基づき、請求の趣旨記載の支払いを求める。

別表

	回	元金	違約金起算日
1	69	4,736	昭和58年2月1日
2	70	8,559	昭和58年3月1日
3	71	8,573	昭和58年4月1日
4	72	8,587	昭和58年5月1日
5	73	8,602	昭和58年6月1日
6	74	8,616	昭和58年7月1日
7	75	8,630	昭和58年8月1日
8	76	8,645	昭和58年9月1日
9	77	8,659	昭和58年10月1日
10	78	8,674	昭和58年11月1日
11	79	8,688	昭和58年12月1日
12	80	8,703	昭和59年1月1日
13	81	8,717	昭和59年2月1日
14	82	8,732	昭和59年3月1日
15	83	8,746	昭和59年4月1日
16	84	8,761	昭和59年5月1日
17	85	8,775	昭和59年6月1日
18	86	8,790	昭和59年7月1日
19	87	8,805	昭和59年8月1日
20	88	8,819	昭和59年9月1日
21	89	8,834	昭和59年10月1日
22	90	8,849	昭和59年11月1日
23	91	8,864	昭和59年12月1日
24	92	8,878	昭和60年1月1日
25	93	8,893	昭和60年2月1日
26	94	8,908	昭和60年3月1日
27	95	8,923	昭和60年4月1日
28	96	8,938	昭和60年5月1日
29	97	8,953	昭和60年6月1日
30	98	8,967	昭和60年7月1日
31	99	8,982	昭和60年8月1日
32	100	8,997	昭和60年9月1日
33	101	9,012	昭和60年10月1日
34	102	9,027	昭和60年11月1日
35	103	9,042	昭和60年12月1日
36	104	9,057	昭和61年1月1日
37	105	9,073	昭和61年2月1日
38	106	9,088	昭和61年3月1日
39	107	9,103	昭和61年4月1日
40	108	9,118	昭和61年5月1日
41	109	9,133	昭和61年6月1日
42	110	9,148	昭和61年7月1日
43	111	9,164	昭和61年8月1日
44	112	9,179	昭和61年9月1日
45	113	9,194	昭和61年10月1日
46	114	9,210	昭和61年11月1日
47	115	9,225	昭和61年12月1日
48	116	9,240	昭和62年1月1日
49	117	9,256	昭和62年2月1日
50	118	9,271	昭和62年3月1日
51	119	9,287	昭和62年4月1日
52	120	9,302	昭和62年5月1日

	回	元金	違約金起算日
53	121	9,318	昭和62年6月1日
54	122	9,333	昭和62年7月1日
55	123	9,349	昭和62年8月1日
56	124	9,364	昭和62年9月1日
57	125	9,380	昭和62年10月1日
58	126	9,395	昭和62年11月1日
59	127	9,411	昭和62年12月1日
60	128	9,427	昭和63年1月1日
61	129	9,443	昭和63年2月1日
62	130	9,458	昭和63年3月1日
63	131	9,474	昭和63年4月1日
64	132	9,490	昭和63年5月1日
65	133	9,506	昭和63年6月1日
66	134	9,521	昭和63年7月1日
67	135	9,537	昭和63年8月1日
68	136	9,553	昭和63年9月1日
69	137	9,569	昭和63年10月1日
70	138	9,585	昭和63年11月1日
71	139	9,601	昭和63年12月1日
72	140	9,617	昭和64年1月1日
73	141	9,633	平成1年2月1日
74	142	9,649	平成1年3月1日
75	143	9,665	平成1年4月1日
76	144	9,681	平成1年5月1日
77	145	9,697	平成1年6月1日
78	146	9,714	平成1年7月1日
79	147	9,730	平成1年8月1日
80	148	9,746	平成1年9月1日
81	149	9,762	平成1年10月1日
82	150	9,779	平成1年11月1日
83	151	9,795	平成1年12月1日
84	152	9,811	平成2年1月1日
85	153	9,828	平成2年2月1日
86	154	9,844	平成2年3月1日
87	155	9,860	平成2年4月1日
88	156	9,877	平成2年5月1日
89	157	9,893	平成2年6月1日
90	158	9,910	平成2年7月1日
91	159	9,926	平成2年8月1日
92	160	9,943	平成2年9月1日
93	161	9,959	平成2年10月1日
94	162	9,976	平成2年11月1日
95	163	9,993	平成2年12月1日
96	164	10,009	平成3年1月1日
97	165	10,026	平成3年2月1日
98	166	10,043	平成3年3月1日
99	167	10,059	平成3年4月1日
100	168	10,076	平成3年5月1日
101	169	10,093	平成3年6月1日
102	170	10,110	平成3年7月1日
103	171	10,127	平成3年8月1日
104	172	10,143	平成3年9月1日
105	173	10,160	平成3年10月1日

	回	元金	違約金起算日
106	174	10,177	平成3年11月1日
107	175	10,194	平成3年12月1日
108	176	10,211	平成4年1月1日
109	177	10,228	平成4年2月1日
110	178	10,245	平成4年3月1日
111	179	10,262	平成4年4月1日
112	180	10,202	平成4年4月16日
合計		1,047,299	

証拠方法

- 1 甲 1 号証 住宅新築資金等貸借契約書
- 2 甲 2 号証 計算書
- 3 甲 3-1 号証 改製原附票（主債務者）
- 4 甲 3-2 号証 戸籍の附票（主債務者）
- 5 甲 4 号証 平成 30 年 6 月 18 日付け相続放棄等の申述受理について
- 6 甲 5-1 号証 相続関係図
- 7 甲 5-2 号証 改製原戸籍謄本（戸主 ）
- 8 甲 5-3 号証 改製原戸籍謄本（筆頭者 主債務者）
- 9 甲 5-4 号証 除籍全部事項証明書（筆頭者 主債務者）

付属書類

- 1 訴状副本 1 通
- 2 甲号証（写し） 各 2 通
- 3 証拠説明書 2 通（正本 1 通 副本 1 通）
- 4 代理人指定書 1 通